

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	④	都市と農山漁村の共生・対流
<p>○グリーン・ツーリズムの推進 (農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新グリーン・ツーリズム総合推進対策」を拡充し、外国人旅行者等を農山漁村に呼び込むためのモデル的な取組を支援する観光立村の推進を開始。 <p>○エコツーリズムの推進 (環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコツーリズム推進会議において、その普及・定着を目指した推進方策を「エコツーリズム憲章」として策定し、今後の施策に反映(平成16年6月目途)。 <p>3. 農山漁村体験学習等の推進</p> <p>○教育面からの取組 (文部科学省、農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の場における農山漁村体験活動の推進や、農山漁村の受入体制の整備を今後とも推進。 <p>4. 魅力ある農山漁村づくり</p> <p>○地域づくりの推進及び地域の活性化 (農林水産省、国土交通省、環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「景観法案」を閣議決定(平成16年2月10日)したところであり、この法律に基づき棚田や里山など農山漁村地域特有の景観の整備及び保全等を推進。(通常国会に関係法案を提出済) ・地域の創造力を活かし、個性あるむらづくりを推進するため、国の関与を大幅に縮減し、従来以上に市町村が高い自由度をもって、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施できる「むらづくり交付金」を創設。 <p>○地域資源の活用による受入環境整備 (環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンワーカー事業について、里地里山の保全、湿地保全対策等に重点を置いて事業を展開。 ・国立公園等において自然環境の再生を図るとともに、自然との豊かなふれあいの場の整備を推進。 <p>17年度以降</p> <p>○都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向け、所要の施策を引き続き実施。</p>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	⑤	都市再生の推進
関係府省	都市再生本部、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	
<p><これまでの対応></p> <p>1. 「都市再生プロジェクト」の決定及び推進</p> <p>○21世紀の新たな都市創造や20世紀の負の遺産の解消のためのプロジェクトについて、関係省庁が施策を集中し、総力を挙げて取り組む。これまでに「大都市圏における環状道路体系の整備」、「大都市圏における国際交流・物流機能の強化」等16プロジェクトを決定。 (都市再生本部)</p> <p>(主な取り組み)</p> <p>○東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備(平成13年6月 第一次決定) (内閣府、国土交通省) ・東京湾有明の丘地区及び川崎市東扇島地区における整備に着手。</p> <p>○大都市圏における国際交流・物流機能の強化(平成13年8月 第二次決定) (国土交通省) ・国際幹線航路の整備、国際水準の高規格コンテナターミナルの整備、海上交通情報機構の整備運用等を実施。</p> <p>○大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成(平成13年8月 第二次決定) (文部科学省、厚生労働省) ・ライフサイエンスに関する地域拠点を整備。</p> <p>○都市部における保育所待機児童の解消(平成13年8月 第二次決定) (厚生労働省) ・駅前保育サービス提供施設等設置促進事業を実施。 ・送迎保育ステーション試行事業を実施。</p> <p>○大都市圏における都市環境インフラの再生(平成13年12月 第三次決定) (農林水産省、国土交通省、環境省) ・東京湾について、関係行政機関からなる「東京湾再生推進会議」を設立し、「東京湾再生のための行動計画」を策定。 ・大阪湾についても「大阪湾再生推進会議」を設立し、大阪湾の再生に向けた行動計画の策定に着手。</p> <p>2. 民間都市開発投資の促進</p> <p>○平成14年4月に都市再生特別措置法を制定し、都市計画の特例、金融支援等各種の特別措置が適用される都市再生緊急整備地域を全国で53地域、約6103ha指定。その他、民間都市開発投資促進のため一連の規制改革を措置(都市再開発法等の改正、建築基準法・都市計画法の改正、工業(場)等制限法の廃止、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の制定等)。 (都市再生本部、国土交通省)</p> <p>3. 全国都市再生の推進～稚内から石垣まで～</p> <p>○地方公共団体等からの提案(約1000件)に基づき、共通課題などテーマごとに検討体制を構築し、プロジェクトの具体化を推進。 (内閣官房、関係府省) 例)歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり、企業と連携した防災まちづくり、高齢者の安心まちづくり、防犯まちづくり、都市観光の推進、環境共生まちづくり</p> <p>○「全国都市再生モデル調査」 (都市再生本部) ・地域が「自ら考え自ら行動する」都市再生活動を支援するため、全国から提案を募集(約640件)し、うち171件を先導的な都市再生活動として調査対象に選定。</p> <p>○都市部における地籍整備の推進 (国土交通省) ・平成14年度から専門技術者のより積極的な活用等を内容とする都市再生地籍調査事業を実施。 ・未着手市町村を地籍調査着手に導くため研修等を実施。</p> <p>○住宅・建築物の耐震化の推進 (内閣府) ・「東海地震対策大綱」(平成15年5月中央防災会議決定)及び「東海地震緊急対策方針」(平成15年7月閣議決定)において、耐震化対策を位置づけ。 ・平成15年度に住宅・建築物所有者の防災意識の向上をはかるためのハザードマップ作成マニュアルの検討を実施。</p>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	⑤	都市再生の推進
<p>○都市再生等に資する河川敷地占用許可の弾力化 (国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川敷地におけるイベント施設、オープンカフェ等の設置についての社会実験に関する通知を平成15年度中に発出予定。 <p>○駐車対策の推進 (警察庁、国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通渋滞を引き起こす違法駐車について、きめ細かな駐車規制、駐車対策のための各種システム及び駐車場の整備、悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締り等を推進。 <p>○渋滞対策の推進 (警察庁、国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環状道路の整備、交通管制センターや信号機の高度化、公共車両優先システム(PTPS)等の整備を推進。道路交通情報板やVICSによる道路交通情報提供を充実。 		
<p><これまでの成果></p> <p>1. 「都市再生プロジェクト」の決定及び推進</p> <p>○大都市圏における環状道路体系の整備(平成13年8月 第二次決定) (国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備率は約35%(供用延長約420km)(平成15年3月末現在)。 【首都高速中央環状線(板橋～江北)の開通に伴い、都心部で渋滞が緩和(渋滞長 竹橋 JCT[5.5km→2.4km]、箱崎・両国 JCT[6.4km→5.2km])。】 <p>2. 民間都市開発投資の促進</p> <p>○都市再生特別措置法の活用状況 (国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生特別地区の都市計画決定 5件 例)大阪市心齋橋筋一丁目地区(H15.2)等 ・国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定 7件 例)(仮称)UDXビル計画(秋葉原3-1街区)(H15.10)等 <p>3. 全国都市再生の推進～稚内から石垣まで～</p> <p>○全国で都市の再生にむけた施策が始動 (都市再生本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 例)稚内、石垣:港とまちの連携に加え、海外や周辺観光地との交流を促進し、観光振興と市街地の活性化に向けた施策が始動。 松山:小説「坂の上の雲」をモデルに、歩きやすく住みやすい街づくりが進展。 <p>○屋外広告物法の特例 (国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造改革特区の第3次認定(平成15年11月)において、5地方公共団体から申請された屋外広告物法の特例に係る構造改革特別区域計画が認定。 <p>○電線類地中化の推進 (警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年8月に「無電柱化推進計画」の骨子を取りまとめ。 【市街地の幹線道路の無電柱化率 7%(H14)】 <p>○安全・安心な地域社会の実現 (警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安全・安心モデル街区」等で選定した全国23地区において、街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)を整備。 <p>○東海・東南海・南海地震等の監視体制の強化 (国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生を数秒で発表するための観測施設(ナウキャスト地震計)を80点設置。 ・東南海・南海地震の発生が予測される海域において2基の海底基準局を設置。 <p>○民間主導による防災まちづくりの推進 (内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度に「防災まちづくりモデル調査事業」を開始。6地区を選定(国土交通省共同実施)。 <p>○ETCの普及 (国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年からETCの一般運用を開始。 【料金所でのETC利用率は、全国で15.5%、首都高速道路においては19.0%(平成16年2月27日～3月4日)】 		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	⑤	都市再生の推進
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>1. 「都市再生プロジェクト」の決定及び推進</p> <p>○我が国の活力の源泉である都市について、その魅力と国際競争力を高めるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の都市が現在直面している、地震に危険な市街地の存在、慢性的な交通渋滞、交通事故など都市生活に過重な負担を強いている「20世紀の負の遺産の解消」 ・国際競争力のある世界都市の形成、安心して暮らせる美しい都市の形成、持続発展可能な社会の実現、自然と共生した社会の形成といった「21世紀の新しい都市創造」を図る。 <p>2. 民間都市開発投資の促進</p> <p>○都市の再生にあたって、民間の力を引き出し、それを都市に振り向け、新たな需要を喚起する。</p> <p>3. 全国都市再生の推進～稚内から石垣まで～</p> <p>○「稚内から石垣まで」の合言葉の下、地域が「自ら考え自ら行動する」都市再生活動を支援し、身の回りの生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を目指す。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p>1. 「都市再生プロジェクト」の決定及び推進 (主な取り組み)</p> <p>○東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備(平成13年6月 第一次決定) (内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府において国土交通省と連携し、有明の丘地区合同現地対策本部及び東扇島地区物流コントロールセンター事務棟の設計を予定。 <p>○大都市圏における国際交流・物流機能の強化(平成13年8月 第二次決定) (国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際幹線航路の整備、国際水準の高規格コンテナターミナルの整備、AIS(船舶自動識別装置)を活用した次世代型航行支援システムの整備、航路標識の高機能化等を実施。 【国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率 H14比5%減(H19)】 【ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生 H15-H19の発生数を0とする。】 【ふくそう海域における管制船舶の入港までの航行時間の短縮 H14に比べ東京湾において約15%短縮(H19)】 <p>○大都市圏における環状道路体系の整備(平成13年8月 第二次決定) (国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海環状自動車道の豊田東JCT～美濃関JCT(約73km)、首都圏中央連絡自動車道の八王子JCT～日の出(約12km)の供用を図る予定。 <p>○琵琶湖・淀川流域圏の再生(平成15年11月 第六次決定) (農林水産省、国土交通省、環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿地方整備局が中心となり関係地方公共団体等からなる協議会を設置し、平成16年度内に「琵琶湖・淀川再生構想(仮称)」の取りまとめを行う予定。 <p>2. 民間都市開発投資の促進</p> <p>○都市再生特別措置法の活用等民間都市開発投資の促進を図る。 (国土交通省)</p> <p>3. 全国都市再生の推進～稚内から石垣まで～</p> <p>○「全国都市再生モデル調査」の結果公表 (都市再生本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度実施の「全国都市再生モデル調査」の結果をとりまとめて公表。 <p>○まちづくり交付金の創設 (国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の創意工夫を活かしつつ全国都市再生を推進するため、市町村の自主性・裁量性を高めた「まちづくり交付金」の創設等を内容とする都市再生特別措置法の改正案を今通常国会に提出済。 		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	⑤	都市再生の推進
<p>○都市部における地籍整備の推進 (国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部における地籍整備を緊急に推進するため、新たに、街区の座標調査等を行い、地籍整備に必要な基礎的データを収集・整備する都市再生街区基本調査を実施。 		
<p>○緑豊かで良好な景観の形成 (農林水産省、国土交通省、環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観と豊かな緑を総合的に実現するための景観緑三法案を今通常国会に提出済。 ※景観緑三法案:「景観法案」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律案」 ・都市公園の整備、緑地の保全などを総合的に支援する新たな統合補助制度「緑地環境整備総合支援事業」を創設。 【都市域における水と緑の公的空間確保量 H19 までに約 1 割増(12 m²/人(H14)→13 m²/人(H19))】 		
<p>○電線類地中化の推進 (警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在策定中の「無電柱化推進計画」を今年度中に取りまとめ。まちなかの幹線道路に加え、良好な環境形成の必要な地区等の主要な非幹線道路の電線類地中化に新たに着手。 【市街地の幹線道路の無電柱化率 7%(H14)→15%(H19)】 		
<p>○安全・安心な地域社会の実現 (警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、地域住民からの要望を踏まえ、犯罪の発生密度の高い地区に、照度の高い防犯灯や街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)等の整備を促進。 		
<p>○東海・東南海・南海地震等の監視体制の強化 (国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル式海底地震計の整備に向けた海洋調査の実施等。 		
<p>○民間主導による防災まちづくりの推進 (内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央防災会議専門調査会の最終報告を予定(平成 16 年7月目途)。 		
<p>○住宅・建築物の耐震化の推進 (内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震ハザードマップの普及を促進。 		
<p>○住宅防火対策の推進 (総務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用火災警報器の設置義務付け等を内容とする消防法の改正案を今通常国会に提出済。 		
<p>○都市再生等に資する河川敷地占用許可の弾力化 (国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会実験の今後の実施状況を見守りつつ、同様の目的を有するその他の区域においても要望があった場合には、治水上の安全性を始めとした河川管理上の支障がなく、かつ、地域の合意形成が図られる等の一定の要件に該当したものについては、社会実験として平成 16 年度以降も逐次拡大していく方針。 		
<p>○駐車対策の推進 (警察庁、国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察と道路管理者が連携の上、大都市圏等の特に違法駐車が著しい幹線道路において、カラー舗装による駐停車禁止区域の明示、違法駐車抑止システムの整備、きめ細かな駐車規制の実施、荷捌き停車帯の整備、路上駐車排除の広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった駐車対策を集中的に推進。 		
<p>○渋滞対策の推進 (警察庁、国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環状道路の整備、交通管制センターや信号機の高度化等の道路交通安全施設等の整備、道路交通情報提供の充実等を図るとともに、公共車両優先システム(PTPS)等の整備を推進。 【信号制御の高度化により短縮される通過時間 H19 までに対策実施箇所において約 3.2 億人時間/年(約1割)短縮】 		
<p>○有料道路の有効活用による経済活性化 (国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SA・PAに接続するスマートICの社会実験を実施。 【ETC 利用率 5%(H14)→70%(H19)】 		
<p>17 年度以降</p>		
<p>○引き続き、「都市再生プロジェクト」の推進、民間都市開発投資の促進、全国都市再生の推進を図る。</p>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	⑥	羽田空港再拡張事業の推進及び国際化
関係府省	国土交通省	
<p><これまでの対応></p> <p>○羽田空港の再拡張事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」(平成 14 年6月閣議決定)において、「財源について関係府省で見通しをつけた上で、国土交通省は、羽田空港を再拡張し、2000 年代後半までに国際定期便の就航を図る」とされたところであり、再拡張事業の財源の見通し等について関係府省等と調整を進め、平成 16 年度から事業化することとなった。</p>		
<p><これまでの成果></p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>○本事業により、年間の発着容量は、現在の年間約 29 万回から約 41 万回に増加(約 1.4 倍)し、その発着余裕枠を活用して国際定期便の受入が可能となる。この結果、首都圏の国際競争力の強化、都市再生、多様な路線網の形成や多頻度化による利用者利便の向上、地域交流の促進等が実現される。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16 年度</p> <p>○新設滑走路の入札・契約手続、環境影響評価手続、国際線地区のPFI検討調査等の実施を予定し、平成 21 年(2009 年)中の供用開始を目指す。</p> <p>○本事業に要する資金の一部を地方公共団体が無利子で貸し付けることができること等を内容とする「東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案」を今通常国会提出済。</p> <p>17 年度以降</p> <p>○平成 21 年(2009 年)中の供用開始を目指し、再拡張事業を推進する。</p>		

分野	5	都市再生、地域再生、観光立国
政策項目	⑦	観光立国の推進
関係府省	内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	

<これまでの対応>

1. 政府が一体となった「観光立国」の推進

○総理施政方針演説

- ・第156回通常国会の総理施政方針演説において、2010年に訪日外国人旅行者を倍増の1,000万人にするとの目標を設定。(平成15年1月)

○「観光立国懇談会」の設置と報告書とりまとめ

(内閣官房)

- ・我が国の観光立国としての基本的なあり方を検討するため、総理主宰の懇談会を設置(平成15年1月)。「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を副題として、我が国が観光立国を実現していく上での課題と戦略を提言する報告書を取りまとめ。(平成15年4月)

○「観光立国関係閣僚会議」の設置と「観光立国行動計画」

(内閣官房、国土交通省)

- ・報告書を受けて、観光立国実現のための施策の効果的かつ総合的な推進を図るため、閣僚会議を設置(平成15年5月)。この会議において、関係府省が連携し、懇談会で提案された施策を具体化する「観光立国行動計画」を決定(平成15年7月)。これにより、関係府省が連携しつつ、観光立国実現のための施策を効果的かつ総合的に推進する枠組みが確立。

○「観光立国」の浸透

(国土交通省)

- ・広く国民一般へ「観光立国」の浸透を図るシンポジウムを初開催。(平成16年2月)
- ・総理が主催する、観光政策に関する観光大使・地域の大使等との懇談会を初開催。(平成16年2月)

2. 日本ブランドの海外への発信

○トップセールス

(国土交通省)

- ・小泉総理大臣出演の訪日促進ビデオが完成し、空港・航空機内で放映。(平成16年1月)

○ビジット・ジャパン・キャンペーンなどによる海外広報

(外務省、国土交通省)

- ・5カ国・地域を重点市場として官民を挙げた戦略的訪日促進キャンペーンを本格的に実施。
- ・大使等を会長としたビジット・ジャパン・キャンペーン現地推進会を5カ国・地域で立ち上げ、現地旅行会社等と連携した積極的活動を開始(平成15年11月までに立ち上げ)。
- ・上海において「ようこそ！ジャパン・上海2004日中文化観光交流展」を開催。(平成16年1月)
- ・観光をテーマにした海外からのTVチーム(香港、スペイン)を日本に初めて招待し、制作した番組を海外で放映、視聴者それぞれ約95万人、約75万人(平成15年12月、平成16年1月～)。
- ・観光に関する海外向けの広報番組「Tokyo2003」「Kyoto2004」を初めて作成する(平成15年3月、平成16年2月)とともに、観光地の紹介ビデオの作成を開始し(平成15年度から毎月1本)、諸外国のテレビ等で放映。

3. 日本の魅力・地域の魅力の確立

○「観光カリスマ百選」

(内閣府、農林水産省、国土交通省)

- ・各地で観光振興にがんばる人を育てていくため、その先達となる人々を選定して広く周知する「観光カリスマ百選」を開始(平成15年1月)。「観光カリスマタウンミーティング」(平成15年4月)などにより一般に広く周知するとともに、これまでに63名を選定。(平成16年3月現在)

○「一地域一観光」運動の支援

(国土交通省)

- ・NPOも含めた多様な主体が地域の個性・魅力を発見し改善提案を行うような活動について「観光プラスワン大作戦」として新たに支援。(平成15年度)

○観光交流空間づくりモデル事業

(国土交通省)

- ・地域の自助努力により行われる先進的な「観光交流空間づくり」について、ハード・ソフトの両面から支援する新規事業を創設。現在8地域をモデルとして実施中。(平成15年度)

○グリーン・ツーリズムの推進

(農林水産省)

- ・地方自治体・民間企業を主体として「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」を新たに設置し、「オーライ！

分野	5	都市再生、地域再生、観光立国
政策項目	⑦	観光立国の推進
<p>ニッポン」運動を開始。(平成 15 年6月)</p> <p>・グリーン・ツーリズムを総合的・戦略的に進める「新グリーン・ツーリズム総合推進対策」を創設。現在 34 道県等で事業を実施中。(平成 15 年度)</p> <p>○エコツーリズムの推進 (環境省)</p> <p>・エコツーリズム関係者をメンバーとする「エコツーリズム推進会議」を新たに設置し、普及・定着を目指した推進方策について議論を開始。(平成 15 年 11 月)</p> <p>○長期家族旅行国民推進会議 (文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)</p> <p>・関係者をメンバーとし、国民の休暇の取得促進キャンペーン、長期休暇の普及促進、学校における休業日の分散化等の課題について検討し、その実現のための取り組み体制等について提言する「長期家族旅行国民推進会議」を新たに設置し、議論を開始。(平成 15 年 12 月)</p> <p>○長期休暇取得計画の作成の推進 (厚生労働省)</p> <p>・休暇の長期連続化と取得時期の多様化を図るため、業種別の懇談会を新たに設置し、業種や職場の特性などを踏まえた長期休暇取得計画の作成を促進。(平成 15 年度)</p> <p>4. 観光立国に向けた環境整備</p> <p>○査証取得の負担の軽減等 (外務省)</p> <p>・広東省在住の中国国民の訪日団体観光の査証申請を在広州総領事館で受付開始。(平成 15 年 12 月)</p> <p>・日本を訪れる韓国人修学旅行生に対する査証を免除。(平成 16 年3月)</p> <p>○訪日旅行のキャッシュレス化 (国土交通省)</p> <p>・シンガポール、香港、札幌の3地域の地下鉄で共通して利用可能なICカードの実証実験を実施。(平成 15 年 11 月)</p> <p>○国際交通の充実 (国土交通省)</p> <p>・日韓首脳共同声明(平成 15 年6月)を受け、金浦^{キンポ}(ソウル)ー羽田間国際旅客チャーター便(1日最大4便)の運航開始。(平成 15 年 11 月)</p>		
<p><これまでの成果></p> <p>○平成 15 年の外国人の訪日旅行者数は、イラク戦争、SARSの影響が非常に大きく、サッカーワールドカップ日本開催により過去最高を記録した平成 14 年と比べて上半期は大幅に減少。一方、下半期については、月間旅行者数が8月以降は毎月過去最高を記録するなど、下半期だけで比較すれば昨年の 267 万人に比べて約1割増の 292 万人(国際観光振興機構推計を含む)となる見込み。 (年間では、平成 14 年が 524 万人だったのに対して、平成 15 年は 522 万人の見込み)</p> <p>○ゴールデンウィーク連続休暇や夏季連続休暇について、実施率は増加。 (GW:85.5%→87.5%、夏季:81.8%→87.5%、いずれも平成 13 年度→平成 14 年度) (ただし、年次有給休暇の取得率は近年ほぼ横ばい(48.4%→48.1%)</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>○政府一体となった取り組みにより、2010 年までに訪日外国人旅行者を 1,000 万人に倍増。</p> <p>○それぞれの地域の持つ魅力を自主的に発見し、高め、競い合う一地域一観光づくりを推進し、観光客にとって魅力ある受入環境を整備。</p> <p>○長期休暇取得促進により、旅行需要を創出。 (国民一人当たりの宿泊観光旅行回数はここ数年減少傾向。1.73 回(H3)→1.41 回(H14))</p> <p>○「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を目標として、国民一人一人が自分の地域に誇りを持ち、魅力的な地域づくりが各地で時間をかけて行われるとともに、国民一人一人がゆとりを持った休暇活動を行えるようになることにより、魅力的な国の姿と豊かな生活が徐々に実感できるようになる。</p>		

分野	5	都市再生、地域再生、観光立国
政策項目	⑦	観光立国の推進
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p>1. 政府が一体となった「観光立国」の推進</p> <p>○「観光立国行動計画」 (内閣官房、国土交通省) ・「観光立国行動計画」に基づき、都市再生・地域再生等との連携を強化しつつ、関係府省・地方公共団体、民間とも連携してより強力に「観光立国」を推進。</p> <p>2. 日本ブランドの海外への発信</p> <p>○ビジット・ジャパン・キャンペーン (国土交通省) ・キャンペーンの重点市場として、現行の5カ国・地域に英・独・仏を追加し、ビジット・ジャパン・キャンペーンを戦略的・効果的に実施。</p> <p>○「愛・地球博」を活用した情報発信 (経済産業省) ・平成17年3月から愛知県で開催される「愛・地球博」において、日本政府館等で日本の最先端技術や日本文化の展示などを行うことにより、日本の魅力を積極的に発信。</p> <p>○文化遺産オンライン構想の推進 (総務省、文部科学省) ・文化遺産情報のポータルサイトを整備し、全国の博物館・美術館等の収蔵品をはじめとする文化遺産の情報を集約化し、日本語と英語による情報発信を開始。</p> <p>3. 日本の魅力・地域の魅力の確立</p> <p>○緑豊かで良好な景観の形成 (農林水産省、国土交通省、環境省) ・都市や農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、景観形成の基本理念を法律に定めるとともに、景観計画の策定、良好な景観の形成のための規制など、良好な景観と豊かな緑を総合的に実現するための制度を新たに創設。(今通常国会に関係法案を提出済) ・景観形成事業の執行途上における追加財政需要に応じて、良好な景観形成のための事業を推進するための支援措置を創設 ・都市公園の整備や緑地の保全などを総合的に支援する統合補助制度「緑地環境整備総合支援事業」を新たに創設。</p> <p>○無電柱化による美しい街並みの形成 (警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省) ・都市景観や歴史的街並みの保全等を図るため、平成16年度から始まる「無電柱化推進計画」を策定。(平成15年度中)</p> <p>○文化的景観の保護制度の創設 (文部科学省) ・人と自然との関わりの中で作り出された棚田や里山のような文化的景観について、文化財として保護する制度を新たに創設。(今通常国会に関係法案を提出済)</p> <p>○観光カリスマ塾 (国土交通省) ・観光カリスマの地元において、一地域一観光の核となるような意欲のある人材に対して成功のノウハウを伝授する人材育成事業を新たに創設。</p> <p>○共通プラットフォームの設置 (国土交通省) ・一地域一観光、全国都市再生、構造改革特区を一体的・計画的に推進できるよう、地方ブロックごとに関係者が議論できる場を新たに設置し、関係省、地方公共団体、経済団体等が連携して地域の独創的・総合的な計画づくりをサポート。(平成15年度中に設置)</p> <p>○グリーン・ツーリズムの推進 (農林水産省) ・「新グリーン・ツーリズム総合推進対策」を拡充し、外国人旅行者等を農山漁村に呼び込むためのモデル的な取組を支援する観光立村の推進を開始。</p> <p>○エコツーリズムの推進 (環境省) ・エコツーリズム推進会議において、その普及・定着を目指した推進方策を「エコツーリズム憲章」として策定し、今後の施策に反映。(平成16年6月目途)</p>		

分野	5	都市再生、地域再生、観光立国
政策項目	⑦	観光立国の推進
<p>○地方公共団体の自主的な取り組みの支援 (総務省) ・地方公共団体が行う外国人向け観光企画調査や広報活動などに対する地方交付税措置を新たに開始。</p> <p>4. <u>観光立国に向けた環境整備</u></p> <p>○外国人にもわかりやすい観光案内 (国土交通省) ・道路、河川、公園、交通機関、観光施設などに設置されている案内標識等に関して、景観への配慮方策、外国語表記法のルール化等についてのガイドラインを策定し、これに基づいて案内標識の統一的な整備を開始。</p> <p>○出入国手続きの円滑化等 (法務省) ・事前旅客情報システム(APIS)を平成 16 年度中に運用開始し、当該システムにより事前に旅客情報が送信された航空便に搭乗している旅客に対しては、専用レーンを設置するなどにより迅速な入国審査を実施。</p> <p>○査証取得の負担の軽減等 (外務省) ・香港在住者の訪日観光旅行(短期滞在)に対する査証を免除。(平成 16 年4月)</p>		
<p>17 年度以降</p> <p>1. <u>政府が一体となった「観光立国」の推進</u></p> <p>○引き続き、2010 年に訪日外国人旅行者数を 1,000 万人に倍増するという目標に向けて、観光立国を推進するための施策を推進。</p>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	⑧	港湾物流のサービス向上(ワンストップサービス、フルオープン化の推進等)
関係府省	法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	
<p><これまでの対応></p> <p><u>1. ワンストップサービスの推進</u></p> <p>○輸出入・港湾手続関連府省は、平成 13 年9月より関連府省連絡会議を中心に連携、協力しつつ検討を進め、平成 15 年7月 23 日から、貨物の輸出入や船舶の入出港に係る行政手続のシングルウィンドウ化を実現。</p> <p><u>2. フルオープン化の推進</u></p> <p>○平成 15 年7月より全国の主要港湾を中心として、執務時間外の通関需要がある 14 官署において、一定の時間帯(平日は 21 時まで、土・日曜日・休日は 17 時まで等)に職員を常時配置する税関の執務時間外における通関体制を整備。</p> <p>○主要港湾における食品等の輸入届出手続については、税関の執務時間外における通関体制の整備に合わせ、平成 15 年7月より検疫所において、執務時間外連絡窓口(平日は 21 時まで、土・日曜日・休日は 17 時まで)を開設するとともに、要望に応じ適宜対応している。また、貨物到着7日前から届出を受け付け、そのうち検査を要しないもので食品衛生上の問題を生じるおそれのない貨物については、搬入前に届出済証を交付する事前届出制度を積極的に活用。</p> <p>○動植物検疫については、これまでも、輸入者等から事前に要請があった場合には、執務時間外の検疫業務を実施。</p> <p>○港湾の 24 時間フルオープン化については、平成 12 年度に港運事業者、船社、荷主、港湾管理者、関係行政機関等の関係者による港湾物流効率化推進調査委員会を設置し、港湾の 24 時間フルオープン化の実現に向けた諸課題についての検討を実施。</p>		
<p><これまでの成果></p> <p><u>1. ワンストップサービスの推進</u></p> <p>○シングルウィンドウ化の実現により、各手続に共通する情報の重複入力の手間を省くことや、複数の行政機関への申請をひとつの窓口(ひとつの端末の、ひとつの画面)から行うことが可能となった。</p> <p><u>2. フルオープン化の推進</u></p> <p>○執務時間外の通関体制を整備した官署における、平成 15 年7月から 12 月末までの執務時間外の輸出入申告件数は、28,027 件であり、前年同期の 16,574 件と比較して、1.7 倍となっている。</p> <p>○平成 13 年 11 月末に、荷役作業については1月1日を除き 364 日 24 時間実施することについて港運労使間で合意し、港湾荷役の 24 時間フルオープン化が実現。これにより、荷役実績のなかった年末年始(12 月 31 日及び1月2～4日)の4日間に、全国において 545 隻(平成 13 年度)、630 隻(平成 14 年度)で荷役を実施。</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p><u>1. ワンストップサービスの推進</u></p> <p>○今回のシングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、既存システムの相互接続にとどまらず、改めて輸出入・港湾に関する全ての手続の徹底した見直しを行い、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステムの構築を目指す。</p> <p><u>2. フルオープン化の推進</u></p> <p>○休日・夜間などの物流需要に適切に対応し、関係省庁が連携して港湾物流の利便性及び効率性の向上等を図る。</p>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	⑧	港湾物流のサービス向上(ワンストップサービス、フルオープン化の推進等)
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p><u>1. ワンストップサービスの推進</u></p> <p>○物流セキュリティの観点を含めた総合的な施策の検討を、政策群“安全かつ効率的な国際物流の実現”の一環として関係府省との取り組みを進める。</p> <p>○輸出入・港湾手続について、手続の簡素化、国際標準への準拠などその徹底した見直しを行い、船舶の入出港時における各種手続の簡素化を図る「国際海運の簡易化に関する条約(仮称)(FAL条約)」の早期締結に向け、「規制改革の推進に関する第3次答申」を最大限に尊重し、関係省庁は一体となって引き続き取り組む。</p> <p><u>2. フルオープン化の推進</u></p> <p>○食品等の輸入届出手続については、24時間フルオープン化に対応できるよう、輸入食品監視支援システム(FAINS)の更改及び主要港湾の食品衛生監視員の増員等行政需要に見合った適正な人員配置を図る。</p> <p>○動植物検疫については、執務時間外の対応に関する増員が認められたことから、平成16年10月までには、執務時間の延長(平日は21時まで、土・日曜日・休日は17時まで等)を実施することとしている。</p> <p>17年度以降</p> <p><u>1. ワンストップサービスの推進</u></p> <p>○既存の業務・システムに係る最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定。</p> <p><u>2. フルオープン化の推進</u></p> <p>○ユーザーのニーズに適切に対応できるよう、関係省庁が連携し、引き続き、港湾物流の更なる利便性及び効率性の向上等を目指す。</p>		

分野	6	対日直接投資、貿易
政策項目	①	対日直接投資の促進
関係府省	構造改革特別区域推進本部、内閣府、公正取引委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	

<これまでの対応>

- ・平成 15 年1月の総理施政方針演説において「5年間*で対日投資残高の倍増」の方針を表明するとともに、同年3月にこの目標を実現するため、対日投資会議(議長:内閣総理大臣)において、5分野 74 項目の具体的な施策からなる「対日投資促進プログラム」を決定。同プログラムに基づき、これまで実施された主な施策は以下のとおり。(※平成 13 年から平成 18 年)
 - 平成 15 年5月、対日直接投資に関係する外国企業等からの相談等に対応するため、関係府省庁及びJETROに「対日直接投資総合案内窓口(Invest Japan)」を設置。(関係府省)
 - 投資先としての日本の魅力や取り組みを照会するCM等の作成・放映等、シンポジウム開催など積極的な内外の広報活動の実施。(内閣府、外務省、経済産業省、JETRO)
 - 平成 15 年度から、外国企業誘致の主体となる地域が、その特徴(産業集積やインセンティブ等)を活かした誘致活動を行えるよう、誘致戦略の立案、PR資料の作成、招へい活動、進出企業の立ち上げ支援等の地域の活動を支援。(経済産業省)
 - 平成 15 年4月、国境を越えた合併・買収を容易化するため、産業活力再生特別措置法を改正し、商法の特例として「合併等対価の柔軟化」措置を導入。(経済産業省)
 - 平成 15 年9月、地方自治法の一部改正法の施行により公の施設の管理を民間事業者にも開放。(総務省)
 - 平成 15 年9月、学校教育法施行規則等の改正、施行により、WASC等国际的評価団体の認定を受けたインターナショナルスクール等の課程を修了した者についても、大学入学資格を認める措置を導入。(文部科学省)
 - 平成 16 年3月、税制に関する文書回答を行う事前照会の範囲に関して、特定の納税者の個別事情にかかるものを除外している規定を見直すとともに手続きの濫用防止のための措置を実施。(財務省)

等

<これまでの成果>

- 対日直接投資残高は、平成 13 年の 6.6 兆円から平成 14 年には 9.4 兆円に増加。
- 対日直接投資残高倍増の目標表明等を背景に、投資先としての日本への関心が拡大(米国商工会議所のプレスリリース等)。
- 平成 15 年4月～平成 16 年1月の間に、JETRO(Invest Japan)において、893 件の対日投資関心企業を発掘し、68 社の誘致に成功(既に、平成 14 年度(342 社)の年間件数の倍以上を達成)。
- 対日直接投資総合案内窓口(Invest Japan)の設置により、問合せ等に対する回答期間を短縮。 等

<今後の課題・制度改革により目指す姿>

- 平成 13 年～平成 18 年の5年間で、対日直接投資残高を倍増し、13.2 兆円とする。
- 対日直接投資の促進により、併せて日本経済の構造改革を進めるとともに、活性化を図る。

<今後の対応>

16 年度

- 対日投資促進プログラムの施策について、今後とも着実に実施を図るとともに、必要に応じ施策の見直し・追加を実施。(内閣府、関係府省)
- 海外でのCM放映等の広報活動を引き続き実施し、海外の投資家に対して、日本の市場の魅力等を伝え、より一層の対日直接投資を促進。(内閣府、外務省、経済産業省、JETRO)
- 国内において、TV番組、新聞広告等の広報活動を引き続き実施し、対日直接投資促進の必要性や効果に関する理解を促進。(内閣府)
- 日米投資イニシアティブ、日EU投資イニシアティブの一環として開催する対日投資シンポジウムをはじめとして、海外でのシンポジウムやセミナーを引き続き積極的に開催。(経済産業省、外務省、内閣府、JETRO)

分野	6	対日直接投資、貿易
政策項目	①	対日直接投資の促進
<p>○日米官民会議において主要議題の一つとして日米の民間企業首脳から対日投資促進策について直接意見聴取。 (外務省、関係府省)</p> <p>○米国やEUとの規制改革に関する対話を通じ、投資の促進につながりうる規制改革のあり方につき引き続きこれら外国政府と積極的に意見交換。 (外務省、関係府省)</p> <p>○構造改革特区で限定して実施している規制等の特例措置のあり方について評価し、特段の問題なしと評価されたものについては、速やかに全国展開を推進。(例えば、我が国の経済活性化、技術の向上等に資する専門知識、技術等を有する外国人を積極的に受入れるため、特区において講じている在留期間の上限の引上げ措置(3年→5年)について、全国展開の可否を検討。)</p> <p>(構造改革特別区域推進本部)</p> <p>○会社法制の現代化の作業(平成16年度中に法案を国会提出予定)において、外国会社を含む親会社の株式や現金その他の財産を対価として合併等を行うことを可能とする「合併等対価の柔軟化」について、その恒久的措置化も盛り込まれた試案(平成15年10月29日に一般に公開)およびそれに対して提出された意見等を踏まえ、その恒久的な措置化の実現について検討。 (法務省)</p> <p>○「合併等対価の柔軟化」に係る税制措置について、課税の適正・公平及び租税回避防止の観点も十分に踏まえ、平成16年度以降検討。 (財務省)</p> <p>○外国企業誘致の主体となる地域が、その特長(産業集積やインセンティブ等)を活かした誘致活動を行えるよう、引き続き、誘致戦略の立案、PR資料の作成、招へい活動、進出企業の立ち上げ支援等の地域の活動を支援。 (経済産業省)</p> <p>○平成16年度において、年金制度改革とあわせて労働移動に対応し、ポータビリティが確保された確定拠出型年金の掛け金(拠出額)の限度額について引き上げを図る予定。 (財務省、厚生労働省、経済産業省)</p> <p>○日米社会保障協定発効に向け、引き続き政府部内で必要な手続・作業を実施。 (外務省、関係府省)</p> <p>○ファンドからの出資を求める、ベンチャー企業や事業再生に取り組む企業等のニーズに応えるべく、平成16年通常国会で、融資機能などの追加、中小・未公開要件の撤廃を柱とする中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案を提出済。 (経済産業省)</p> <p>○パブリック・コメント手続が余裕をもって実施できるよう、コメントの募集期間を一層長くする。 (関係府省)</p> <p>○日米新租税条約の適用開始に向けて、必要な手続き・作業を実施。 (外務省、財務省)</p> <p>等</p> <p>17年度以降</p> <p>○対日投資残高倍増の目標の達成のため、対日投資促進プログラムの施策を引き続き実施するとともに、必要に応じ施策の見直し・追加を実施。 (内閣府、関係府省)</p> <p>○事業形態に係る私法上の規制の在り方については、会社法制の現代化に係る議論の一環として、総合的に検討し、法制審議会においても検討を進め、平成17年を目途に法案提出予定。</p>		

分野	6	対日直接投資、貿易
政策項目	②	WTO・FTAの推進
関係府省	外務省、財務省、農林水産省、経済産業省	
<p><これまでの対応></p> <p>【WTO】</p> <p>○平成13年のドーハ閣僚会議により立ち上げられたWTO新ラウンドにおいて、物やサービス貿易の市場アクセスの改善(関税の引き下げ、規制緩和等)、新たな貿易ルールづくり等につき、わが国の立場が反映されるよう、積極的に交渉。</p> <p>【FTA】</p> <p>○各国とのFTA交渉や協議に取り組んでいる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メキシコ:平成14年11月に政府間交渉を開始。平成15年10月のフォックス墨大統領来日時には合意に至らなかったが、引き続き実務者レベル会合、次官級の協議を継続。 ・韓国:平成15年10月の日韓首脳会談において平成17年以内に実質的に交渉を終えることを目標とすることに合意。12月に第1回交渉会合を実施。交渉枠組み等について合意。平成16年2月に第2回交渉会合を実施。 ・マレーシア:平成16年1月に、第1回交渉会合を実施。交渉枠組み等について合意。3月に第2回交渉会合を実施。 ・タイ、フィリピン:平成16年2月に、第1回交渉会合を実施。交渉枠組み等について合意。 ・インドネシア:平成15年12月に、第2回予備協議を実施。 ・ASEAN:平成14年11月の日アセアン首脳会議において、可能な自由貿易地域の要素を含めた経済連携実現に向けた措置の実施を10年以内の出来るだけ早い時期に完了する旨の「共同宣言」を发出。平成15年10月の日アセアン首脳会議で「日ASEAN包括的経済連携の枠組み」に署名。平成16年2月14～15日に第6回日ASEAN包括的経済連携委員会を開催。 		
<p><これまでの成果></p> <p>【WTO】</p> <p>○GATT/WTO体制の下、数次に渡るラウンド交渉を経て、鉱工業品や農産品等の関税引き下げを実現。(UR前(昭和61年)には3.8%であった我が国の鉱工業品の平均譲許税率(貿易加重平均)は平成11年には1.5%まで引き下がった。米国5.4%→3.5%、EU5.7%→3.6%)</p> <p>○平成15年8月に行われたWTO一般理事会で途上国の医薬品アクセスについての合意が得られ、新ラウンド交渉妥結に向けて一定の前進が見られた。</p> <p>【FTA】</p> <p>○平成14年1月に、シンガポールとの間で経済連携協定に署名、同年11月に発効。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両国間の貿易額(平成12年)の約98%について関税が撤廃され、関税が撤廃された物品の貿易は協定実施以来確実に増大している。(日本→シンガポール:ビール9%増、シンガポール→日本:有機化学品10%増、プラスチック38%増) ・相互認証(MRA)、通関手続の改善・知的財産協力等による経済活動の円滑化、サービス貿易や投資の自由化を進めるとともに情報通信技術(ICT)、中小企業振興等経済連携に関わる分野における二国間協力も明記。 <p>(平成15年度上半期のシンガポールの対日投資額は561億円で、前年度同期(187億円)比で約3倍に。)</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>【WTO】</p> <p>○多角的貿易体制の維持・強化による我が国経済及び世界経済の発展。</p> <p>【FTA】</p> <p>○FTAの利点としては、貿易や投資の自由化を通じた経済活性化、相手国との政治・経済面での関係の深化等が挙げられる。国内の様々な課題に対応した構造改革を進めつつ、十分な国民的議論を行いながら、FTA交渉の成功に向けて積極的に取り組む。</p>		

分野	6	対日直接投資、貿易
政策項目	②	WTO・FTAの推進
<p><今後の対応></p> <p>【WTO】</p> <p>○ラウンドが早期かつ成功裡に終結するよう、我が国として引き続き市場アクセスの改善と貿易ルールの改善・明確化について以下の対応を含め積極的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車・家電等の鉱工業製品の実質的な市場アクセスの改善につながる成果が得られるよう、今後も交渉を行っていく。サービス分野も同様に各国の自由化を目指して交渉を行っていく。 ・農業交渉については、今後とも、農業の多面的機能や食料安全保障などの関心を共有する国々と連携し、途上国への働きかけを行いながら、我が国提案を踏まえたバランスの取れた交渉結果が得られるよう交渉を行う。 ・アンチ・ダンピングに関する規律強化等、公正な貿易ルールの確立を重視していく。 ・シンガポール・イシューについて、貿易円滑化については早期に交渉開始すべき。その他の分野については柔軟に検討する用意があるが、WTOアジェンダの中で議論を継続することは必要。 <p>【FTA】</p> <p>○引き続き、各国とのFTA交渉や協議に積極的かつ戦略的に取り組む。ASEAN各国については、日本ASEAN行動計画に基づき、二国間の経済連携協定(EPA)の実現を迅速化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メキシコ(交渉): 早期締結に向けて引き続き努力する。 ・韓国(交渉): 首脳間での合意に基づき平成17年内に実質的に終わることを目標として取り組む。 ・タイ、フィリピン、マレーシア(交渉): 各国首脳との合意に基づき合理的な期間内の終結を目指して取り組む。 ・インドネシア: 政府間の予備協議を継続する。 ・ASEAN: 合意された「枠組み」に基づき、日本とASEAN加盟各国との二国間交渉の諸成果等を考慮しつつ、平成17年初めから包括的経済連携協定の交渉を開始するため努力する。 		